

国立大学法人長崎大学と塩野義製薬株式会社との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と塩野義製薬株式会社（以下「乙」という。）は、互いに協力して、「マラリア治療薬」の開発を中心とした人類の脅威となる感染症に対する予防、診断および治療に必要な「くすり」の研究・開発を推進し、両者の感染症への取り組みをより強化・発展させるため包括的な連携（以下「本連携」という。）を行うにあたり、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本連携は、甲及び乙が持続的かつ発展的に本連携を推進することにより、甲の学術研究及び教育活動の活性化と乙の研究開発業務の強化を目的とする。また本連携では、オープンイノベーション型産学連携を推進することを目的とし、甲及び乙以外の研究機関及び企業が参加することを許容する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 共同研究テーマの選定と推進
- (2) 共同研究講座の設置と運営
- (3) 共同研究に参画する甲及び乙の研究者を中心とした研究者の交流
- (4) 甲に所属する学生に対するインターンシップの機会の付与
- (5) 甲及び乙が合意したその他の連携活動

（共同運営委員会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、共同運営委員会を設置するものとする。

（本連携に関する費用）

第4条 第2条第2号に定める共同研究講座の運営費及び関連の活動に係る費用（以下「運営費等」という。）は、原則として乙が負担する。

2 前項に加えて、両者共同で獲得した外部資金を運営費等に充てることができる。

（成果の取り扱い）

第5条 本連携によって得られた成果（以下「本成果」という。）は、原則として甲及び乙の共有とし、将来の事業化のため、両者が協力して、適切に知的財産化を行う。

2 本連携に関わる研究者のインセンティブとして、甲及び乙は、両者が別途合意するルールの下、本成果の外部発表を推奨する。

（守秘義務）

第6条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後両者が合意する期間中、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第7条 本協定は、2024年4月1日から2029年3月31日までとする。ただし、協定期間中にいずれかにより解消の申し出があった場合には、両者が協議の上、文書による合意が成立したときに終了する。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議し、これを定める。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保管する。

2024年 3月 4日

（甲）長崎県長崎市文教町1番14号  
国立大学法人長崎大学  
学 長

永安 武

永安 武

（乙）大阪市中央区道修町3丁目1番8号  
塩野義製薬株式会社  
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功

手代木 功